

【 **参考** 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届対象建築物早見表 】

建築物の規模及び用途			住宅用 廃棄物等 保管場所 設置届	事業用 廃棄物等 保管場所 設置届	再利用 対象物 保管場所 設置届
★延床面積 1,000㎡未満の建築物					
住宅用途のみの建築物	住戸数30戸未満		×	×	×
	住戸数30戸以上		●	×	×
事業用途のみの建築物			×	×	×
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	住戸数30戸未満		×	×	×
	住戸数30戸以上		●	×	×
★延床面積 1,000㎡以上～3,000㎡未満の建築物					
住宅用途のみの建築物	住戸数30戸未満		×	×	×
	住戸数30戸以上		●	×	×
事業用途のみの建築物			×	●	●
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	事業用途面積 1,000㎡未満	住戸数30戸未満	×	×	×
		住戸数30戸以上	●	×	×
	事業用途面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満	住戸数30戸未満	×	●	●
		住戸数30戸以上	●	●	●
★延床面積 3,000㎡以上の建築物					
住宅用途のみの建築物（住戸数にかかわらず）			●	×	×
事業用途のみの建築物			×	●	●
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	事業用途面積 1,000㎡未満	住戸数30戸未満	▲※	×	×
		住戸数30戸以上	●	×	×
	事業用途面積 1,000㎡以上	住戸数30戸未満	▲※	●	●
		住戸数30戸以上	●	●	●

※住宅用途の面積が3,000㎡以上の場合、住宅用廃棄物等保管場所設置届が必要です。

(注意点)

- 1 住宅用途の場合は、保管場所として保管施設のほか廃棄物持出場所と粗大ごみ持出場所が別に必要です。
- 2 住戸数が30戸未満かつ住宅用途の面積が3,000㎡未満の場合でも、廃棄物持出場所は必要です。その際の協議先はごみ減量推進課ではなく、足立清掃事務所（所在地・連絡先は次ページ参照）となります。
- 3 事業用途において、事業系ごみを自ら処理又は許可業者に委託して処理する場合でも、再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届は必要です。
- 4 事業用途において、医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合には、感染性廃棄物保管場所が別に必要です。